

# 一般電気事業における会計制度概要

(部門別収支の計算方法を中心として)

平成20年10月29日  
総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課

# 1 電気事業会計制度の法的枠組み

電気事業会計は、電気事業固有の会計として設けられたものであり、電気事業は財務諸表等規則にいう「別記事業」に含まれており、**電気事業会計規則で定める様式や作成方法等に従い、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成すれば、それが会社法に基づく計算書類等の様式等にも適合することとされている。**

財務諸表等規則の別記に掲げる事業。電気通信事業(第11号)、電気事業(第12号)、ガス事業(第13号)等が該当

## 電気事業法

(会計の整理等)

第三十四条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。次項、第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

(一般電気事業者の業務区分に応じた会計の整理等)

第三十四条の二 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

- 一 特定規模需要に応ずる電気の供給に係る業務
- 二 一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務(前号に掲げるものを除く。)
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

## 省令

### 電気事業会計規則

以下の事項について規定

- ・ 勘定科目、財務諸表
- ・ 固定資産勘定、貯蔵品勘定
- ・ 使用済燃料再処理等引当金勘定
- ・ 電気事業固定資産の価額
- ・ 費用勘定 等

電気事業会計

### 一般電気事業部門別収支計算規則

(部門別収支の整理等)

第二条 一般電気事業者(沖縄電力株式会社(以下「沖縄電力」という。))を除く。以下「事業者」という。)は、法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行うすべての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。

2 略

部門別収支

## 2 電気事業会計と部門別収支計算

電気事業会計の損益については、一般電気事業部門別収支計算規則(以下「計算規則」という。)に基づき、一般需要部門、特定規模需要部門、一般需要・特定規模需要外部部門に整理・計上される。

会計整理の方法は、計算規則で詳細に規定されており、**部門別収支計算書(計算結果)**は経済産業大臣に提出されるが、特定の場合を除き**不公表**である。

特定規模需要部門に当期純損失が生じたときは、当期純損失額を公表しなければならない(計算規則第5条)。

(損益計算書)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電機		電灯料	
火力発電費		電力料	
原子力発電費		地域間販売電力料	
内燃力発電費		他社販売電力料	
地域間購入電力料		託送収益	
他社購入電力料		事業者間精算収益	
送電費		電気事業雑収益	
変電費		貸付設備収益	
配電費			
販売費			
休止設備費			
貸付設備費			
一般管理費			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
営業利益			



(部門別収支計算書)

	一般需要部門	特定規模需要部門	一般需要・特定規模需要外部部門	合計
電気事業収益				
電気事業費用				
電気事業外収益				
電気事業外費用				
税引前当期純利益又は純損失				
法人税				
当期純利益又は純損失				

(配賦ドライバーの例)

発受電料比、販売電力料比、料金収入比、各部門業務用建物床面積比、各部門人数比等により各部門に配賦

計算規則別表第1(配賦基準)は、参考添付

なお、計算規則第2条第2項において、「事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式第一に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。」旨規定されている。